

平成24年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成24年6月22日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事)国保年金課長	石毛勝
経済環境部長	中村治幸
建設部長	糸久博之
会計管理者	江澤弘次
教育委員会教育次長	長谷川淳一
農業委員会事務局長	藤崎康雄
選挙管理委員会事務局長	小出聡一
監査委員事務局長	麻生和敏
財政課長	吉田一郎
介護保険課長	宮崎充
下水道課長	藏村隆雄
水道課長	佐藤幸男
学校給食センター所長	石川孝夫
総務部参事(事)総務課長	小出聡一
厚生課長	石川良道
経済環境部参事(事)農政課長	吉野輝美
建設部参事(事)道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	勝又寿雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	森田隆之
副主幹	太田文子
副主幹	梅澤孝行
主査補	須賀澤勲
副主査	居初理英子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成24年6月22日(金)午前10時開議

- 日程第1 発議案の上程
 発議案第2号、発議案第3号
 提案理由の説明
 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第7号から議案第10号
 請願第24-1号
 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、5月に実施した行政視察報告書が提出されましたので、配付しておきました。

次に、北村市長より発言を求められていますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

議会の冒頭にご報告いたしました、去る5月21日に行った東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏えい事故に伴う放射性物質の除染等に要した費用の東京電力株式会社に対する請求について、東京電力千葉補償相談センター所長ほか、3名が6月11日に来庁し、文書により回答がございましたので、ご報告いたします。

なお、内容につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

今後も東京電力株式会社に対しましては、責任の所在を明確にするよう求めるとともに、強く賠償の要求をしまいる所存でございます。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第2号、発議案第3号の提案理由の説明を求めます。

○山口孝弘君

おはようございます。それでは、発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年6月22日提出。

八街市議会議長、鯨井眞佐子様。

提出者、私、山口孝弘。

賛成者、中田眞司議員、京増藤江議員、新宅雅子議員、桜田秀雄議員、木村利晴議員、小山栄治議員、服部雅恵議員。

以下、意見書の案の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として教育の機会均等と、その水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な状況や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を政令指定都市に導入しようとしています。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしていますが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性があります。

義務教育における国と地方の役割等について十分論議がされないまま地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることが必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持堅持と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年6月。

八街市議会議長、鯨井眞佐子。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議案第3号について説明をさせていただきます。

発議案第3号、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年6月22日提出。

八街市議会議長、鯨井眞佐子様。

提出者、私、八街市議会議員、山口孝弘。

賛成者、同じく中田眞司議員、同じく京増藤江議員、同じく新宅雅子議員、同じく桜田秀雄議員、同じく木村利晴議員、同じく小山栄治議員、同じく服部雅恵議員。

以下、意見書の案の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校をはじめ、学級崩壊、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故による甚大な被害、損害の復興には、まだまだ長い時間が必要です。

一方、国際化、高度情報化など、社会変化に対応した学区教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には

財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成25年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

1、教育に関する震災支援策を十分に図ること。

1、少人数学級を実現するため、公立義務教育小学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

1、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

1、現在の経済状況をかんがみ、就学援助に関わる予算を拡充すること。

1、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。

1、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

1、子どもたちの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

国においては教育が未来の先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成24年6月。

八街市議会議長、鯨井眞佐子。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上、よろしくご審議をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（鯨井眞佐子君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第2号、発議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第2号、発議案第3号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に発議案第2号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

討論がなければ、これで発議案第2号の討論を終了します。

次に、発議案第3号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鯨井眞佐子君)

起立全員です。発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

発議案第3号、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鯨井眞佐子君)

起立全員です。発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第7号から議案第10号及び請願第24-1号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、小高良則総務常任委員長。

○小高良則君

総務常任委員会に付託されました、案件2件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査の内容について要約してご報告申し上げます。

議案第8号は、八街市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてです。

これは、平成24年度及び平成25年度に本市が県から交付を受ける「がんばろう千葉」市町村復興基金交付金のうち交付を受けた年度以降に支出するものについて、基金として積み立てる必要があるため制定するものです。

審査の過程において委員から、「震災復興の財源に充てる場合に限り、これを処分するということですが、具体的にどのような処分が想定されているのか。」という質疑に対して、

「市としては決定していませんが、現在考えられるのは、防災備蓄倉庫への発電機配備等の防災力向上を考えています。また、基金事業としては10年間の執行期間があります。」という答弁がありました。

次に、「処分について具体的なことは不透明とのことですが、これの方向性、計画性はいつ頃作成されるのか。」という質疑に対して、「市全体としての協議は済んでいませんが、財政課としては、9月定例会の補正予算に一部でも予算を組みたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「24年度、25年度の2年間で、2千300万円の交付金の算定根拠を伺う。」という質疑に対して、「試算は県から示されており、うち2千万円が均等割、その他は人口割、被災地割となります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出2款総務費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、第3表では、「10台分のコピー機のリースとのことですが、1枚当たりのコピー料金は幾らで算出しているのか。」という質疑に対して、「現行の契約で、レンタル料金とカウンター料金を含めて試算すると、1枚当たり約4円です。これの3分の1ぐらいは、入札効果で減少が可能と見込み、1枚当たり約2.5円程度と考えています。」という答弁がありました。

第4表では、「限度額を引き上げた理由を伺う。」という質疑に対して、「今回の補正で歳出7款土木費に計上してある道路改良工事に伴い、歳入市債にて計上した補正予算額を追加したものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件1件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第7号は、八街市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、住民基本台帳法等の改正、外国人登録法の廃止に伴い関係する条例である、八街

市手数料徴収条例、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例、八街市長寿祝金条例、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例、八街市印鑑条例の一部を一括で改正するものです。

主な改正内容は、住民基本台帳法が改正され、外国人登録法の廃止により外国人の記録が住民基本台帳法によることとなるため、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、「それぞれの条例について、何人の外国人該当者がいるのか。」という質疑に対して、「印鑑登録されている件数については把握しておりません。なお、住民基本台帳に記録できない外国人住民については、5月21日現在135名で、そのうち24名が印鑑登録してあります。ひとり親家庭等医療費等の助成については、外国人の助成者は、延べ31人です。長寿祝金条例及び重度心身障害者の医療助成に関する条例については、外国人人数は把握しておりません。障害者手帳に、国籍等の記載がないためです。」という答弁がありました。

次に「長寿祝金について、予算的には外国人は人数に入っているのか。」という質疑に対して、「年度ごとに対象者が変わりますが、住民基本台帳から拾い出しているもので、問題はないと思います。」という答弁がありました。

次に「今回の外国人に関する制度改正について、ほかに該当するものはあるか。」という質疑に対して、「現在、各課に照会中であり、今のところ各課からの問い合わせはありませんが、該当するものがあれば、協議していきたいと思います。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

○川上雄次君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました、案件3件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容につきまして要約してご報告申し上げます。

議案第9号は、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定についてです。

これは、施工管理に高度な専門的知識を要し、技術的に難易度の高い本工事を安全で確実に施工するため、同様の工事について、数多く代行実績のある日本下水道事業団に本工事に係る業務を代行していただくため、協定を締結するものです。

審査の過程において委員から、「協定先を決めるのにあたり、入札制度検討委員会で千葉県下水道公社など、他の機関も検討したのか。」という質疑に対して、「委員会の中で、大

池第三雨水幹線整備事業のスケジュール、計画概要、事業団に委託する理由、事業団の建設工事の受託実績等を考慮して、日本下水道事業団との一者随意契約で、業務の委託に係る協定を締結することに決定しました。本工事については、技術的に非常に高い工事である。本市の職員では対応できない。実施設計及び工事の施工管理が、適切かつ確実に実施可能なものは、同種工事受託実績を持つ、下水道事業団が一番適している。という結果によるものです。千葉県下水道公社も選択の1つに入っていましたが、今回の工事のように、大規模で管の口径が大きい工事の実績が少ない等の理由により、日本下水道事業団を選択しました。」という答弁がありました。

次に「管理諸費の中には、どのようなものが含まれているのか。」という質疑に対して、「入札事務に係る人件費、工事監督検査等に必要な人件費、建設業務に必要な一般管理費等です。」という答弁がありました。

次に「今後、この約25億円の工事は、議会のチェックなしに進んでいくが、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「基本協定については、最終年度において金額の確定後、議会に上程しますが、具体的な各年度の執行額については、継続費を設定していることから、その年度内に支出したものについては、逡次繰り越して使用することができますので、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調整して、これを6月議会に報告したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「供用開始の計画を伺う。」という質疑に対して、「幹線工事にあわせて、枝線の先行埋設工事として、東小学校前の工事を平成27年度、市役所前については平成25年度に行い、供用開始は平成28年度を予定しています。」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「この間、日本共産党は、大池第三雨水幹線整備事業に対し、将来的には必要な事業であると認識していますが、昨今の局地的な雨で、1時間当たり80ミリという降雨量を記録しているのにも関わらず、計画はわずか50ミリ対応であり、明らかに容量不足であること。このことは、将来の街づくりに禍根を残すと指摘し、今、最優先に取り組むべき課題は、市民生活を支える施策を進めるべきだと、事業の見直し、凍結を求めてきたところであります。この議案は、大池第三雨水幹線建設工事26億4千690万円を日本下水道事業団と随意契約をするというものです。市入札契約制度検討委員会は、日本下水道事業団との協定をと結論を出していますが、日本下水道事業団に対し、マイナス情報の把握やコスト削減について事前調査はされたのか。他の機関についてどれだけ調査・検討されたのか。疑問を持つところであります。また、随意契約は、一般競争入札と比べ2割高であり、相手方の言い値での契約だと言われています。予算編成に苦慮しているもとの、競争入札で建設事業予算の無駄を削るべきです。随意契約は予算確保の流れに逆行するものです。さらに、25億1千600万円もの公共工事に関して、業者の選定や入札・契約事務・透明性・競争の公正や工事品質の確保など、議会のチェック機能が働かないところで進められることになり、議会の形骸化につながるものです。住民の暮らし無視、議会軽視の事業に対し、白紙撤回を求め、反対

するものです。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「今回26億4千690万円という大きな金額に対して、下水道課として監督の職員がないということは、これは不作為ではないかと思えます。しかしながら、八街駅前、東小学校付近の300ヘクタールからなる雨水の冠水状態を考えますと、1日でも早く、この雨水幹線整備をしなければいけないという立場であり、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第10号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出7款土木費、第2表継続費についてです。

審査の過程において委員から、「道路改良工事の具体的な場所を伺う。」という質疑に対して、「116号線は、既に継続事業で整備を進めています。進め方は距離が長いので、北側から、南側からというように両側から進めており、昨年度工事が終わっている部分から中心に向かって進めようと考えています。六区1号線は、四区のコミュニティセンターから五差路の信号に向かっていく通りの住宅地が切れるところです。ここには、水道管の古い石綿管が埋設してあるので、水道課が布設替えを行った後に工事を進めたいと考えています。102号線は、富山十字路から約250メートルぐらいのところから榎戸の水道課に向かっていくところです。昨年度に水道課の入口付近の狭いところを広げたところも、補助金を使用して、きれいに仕上げたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「榎戸駅整備事業費では、駅前広場の概略を伺う。」という質疑に対して、「西口側については、自由通路の脚のおりる用地が必要になり、トイレ等の移動が必要となります。その土地を含めて、車が停車できるよう、限られた用地の中で、施設整備を検討することになります。当然、施設を作るのにあたっては、公安委員会等の協議が必要になってきます。今回のこの調査で現況測量により平面図を作成して、より有効に使えるように協議したいと考えています。東口につきましては、軌道と104号線の間自由通路の脚がおりにところを確保することは難しいので、104号線を超えた先に自由通路の脚を降ろすこととなります。用地の所有者のご理解をいただきながら、車の停車できるものを考えていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「完成までの計画を伺う。」という質疑に対して、「現段階では、基本設計、詳細設計を行い、平成26年度に工事着手をする予定です。工事期間は2年から3年を予定しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、請願第24-1号は、市道の舗装改修と歩道設置の請願についてです。

請願者のうち1人立ち会いのもと、現地調査を実施し、担当職員より概要説明を受け、審査を行いました。

採決の結果、賛成全員のもと、採択と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申

上げました。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

○丸山わき子君

私は、請願第24-1号、市道の舗装改修と歩道設置の請願についてお伺いいたします。

先ほどの委員長報告ですと、現地を調査したと。その後、採択されたということで、その質疑内容が明らかでなかったということで、お伺いしたいわけですが、特にこの六区の市道につきましても、北総中央用水事業をするにあたって、歩道を設置するという条件が付いていたと思います。これは、西林の北総中央用水事業を進めるにあたって、住民には道路整備をすると。歩道を付けて広くするんだといった、そういった説明がなされました。当然、住民の皆さんは、市民の皆さん、多くの皆さんのためになるのであれば、協力しようということで、北総中央用水事業の配水管の埋設に協力したと思います。

しかし、こういった西林、それから笹引のこの市道に関しましては、その後、そのままになってしまっていると。住民の皆さんは大変、いまだに期待しているわけですね。そういった問題につきまして、この委員会の中では、どのように検討されたのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○川上雄次君

お答えします。去る6月15日に行われた当委員会におきましては、開会当初に現地調査を行いました。そして、先ほどの報告のとおり、担当職員の立ち会いのもと、請願内容であります市道の舗装改修、また、歩道設置についての現地の調査、その交通量等の現状を確認

してまいりました。その間、職員から周囲の説明はありましたが、この請願につきましては、六区の区長さんをはじめとした、市道210号線の内の六区に関わる請願でありました。その現場を確認して、委員会に戻りまして、会議再開後、請願文の読み上げを事務局長より行いまして、その後、審査、採決となりましたが、その間について、先ほど丸山議員のお話された内容についての質疑はありませんでした。以上です。

○丸山わき子君

私、これは本当に市が住民と約束をしておきながら、それを反故にしている。一切この計画が示されない。ここは大変重要な、重大な問題であるというふうに思います。私は、今回、当然この請願については賛成いたしますが、市当局側はやはり積極的な対応をすべきであるというふうに思います。これは、委員会の報告と外れていってしまいますが、市民の皆さんと市当局が約束したものは、きちんと計画化させていく。いつまでに、どのような方向で取り組むのか。この請願が出てきて、初めてやるようでは困る。やはり市の積極的な対応で早急な歩道設置、それから舗装の改修を進めていただきたいと、このように思います。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

それでは、私は、請願第24-1号について、若干質問させていただきたいと思います。

ただいまの委員長の報告の中で、審議内容についてはゼロと、こういう審議状況であろうかと思えます。私は、請願の審査にあたっては、次の3つの基準をもとにして行うべきだと、このように考えています。

1点目は、請願に公益的妥当性があるかどうか。2点目は、実現の可能性はどうか。3点目は、議会で処理すべき議案か。あるいは執行部が処理する事案かについてであります。

こうした観点から見て、委員長の報告の中で、審議内容がほとんど出ておりません。そこで若干お尋ねをするわけでございますけれども、委員会に出席をされた方はどなたか。

○川上雄次君

今、議員から質問があったのは、参加したメンバーはどういうメンバーかということなので、経済建設常任委員会の委員全員出席のもとであります。

○桜田秀雄君

議長に対して報告する上で、委員会の参加者を報告する義務がありますけれども、そのほかにはいませんか。

○川上雄次君

当日の議案に関係する職員が委員会には参加しております。あと、付け加えますれば、傍聴席に桜田議員をはじめ、3名の議員がいたように思います。

○桜田秀雄君

質疑の中で、林政男委員の方から紹介議員に対して、説明者に対して、請願内容について

質問したいと、こういうお話がございましたけれども、紹介議員が出席をしていませんから、意見にとどめると、こういう内容がございましたけれども、説明者として紹介議員の出席がなかった。いわゆる答弁者がいない中での審議に支障はありませんでしたか。

○川上雄次君

お答えします。これは、請願の案件でございます。請願内容の妥当性を審議させていただきましたので、議員各自の良識の判断のもとで採択となった問題であります。

○桜田秀雄君

委員会の審議ということは、請願者の前で議論しますと、多々さまざまな問題がありますから、委員の相互で自由、活発な議論を損なうと、こういうこともあろうかと思っておりますので、請願者の召喚を求めない、これはやむを得ないのではないかと、このように思いますけれども、委員会は議会の内部機関でございますから、委員の決定は予備的なもので、対外的に責任はありません。そうした意味で、請願者を召喚しないことは問題ありませんけれども、請願者といわゆる議会を取り持つ紹介議員、これを召喚しないで、答弁者がいない中で質疑をする。これは議会のありようとして問題があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鯨井眞佐子君）

桜田秀雄議員に申し上げます。この常任委員長の報告に対する審議でありますので、ただいまの質問は該当いたしませんので、却下いたします。

○桜田秀雄君

それはおかしいと思うんですね。委員長の報告は中身回答がゼロですよ。これで、本会議で判断をしろというのは、私はおかしいと思うんですね。そういう観点から若干質問しているわけですが、それでは、請願の妥当性についてお尋ねをいたしたいと思えます。

現地調査は行ったということですが、それ以外の調査活動は行いましたか。

○議長（鯨井眞佐子君）

桜田秀雄議員に申し上げます。妥当性とか、そういう問題はあたらないと思えますので、それは却下いたします。

○川上雄次君

審査の内容がゼロというような発言が聞こえたんですけれども、現地調査を行って、請願内容を十分精査して、正当な委員会審議が行われたと、そのような報告でございます。

○桜田秀雄君

請願とは、住民の皆さんの切実な願いを議長を通じ、請願者の中に取り持って市長をお願いをします。そして、議長は各常任委員会に対して、本会議で採決にあたって参考になるような議論をしてほしいと、こういう問いかけをしているわけでございます。

○議長（鯨井眞佐子君）

桜田秀雄議員に申し上げます。審議内容とは違いますので、質問は取り下げてください。

○桜田秀雄君

この請願は、総武台入口から約1千500メートル、この舗装の改修と歩道の整備とあり

+

ます。この事業を行うと相当な事業経費がかかるのではないかと。その辺の議論はされましたか。

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの質疑は、発言に対する委員長報告がありましたので、質疑は取り下げます。

○桜田秀雄君

計画のおおよその金額もわからない。わからないんでしょう。報告がないんでしょう。おおよそのこともわからないで、本委員会で判断をしろと言われても、皆さん判断できるんですか。

○議長（鯨井眞佐子君）

桜田議員に申し上げます。常任委員会の中で審議されておりますので、その内容についての質疑では受け付けますけれども、それ以外では、質疑は取り下げさせていただきます。

○桜田秀雄君

委員長報告では中身がゼロなんです。それでは、審議はできないじゃないですか。先ほど、なぜ、丸山議員の質問にお答えになったんですか。

○川上雄次君

この請願につきましては、紹介議員が議場において案文を読み上げて、そしてその後、議案の質疑を行っております。そのときに、議案の質疑は尽くされていると。このように思います。そして、当委員会においては、この請願の内容の可否を判断をし、そして採択されたものです。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第7号から議案第10号及び請願第24-1号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前10時58分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

これから、討論を行います。

議案第9号に対し、右山正美議員、林政男議員から討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

最初に、右山正美議員の議案第9号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第9号、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に関わる基本協定について反対をするものであります。

この間、日本共産党は大池第三雨水幹線建設事業に対し、将来的には必要な事業であるが、昨今の局地的な雨で、1時間当たり80ミリという降雨量を記録しているにも関わらず、計画はわずか50ミリ対応であり、明らかに容量不足であること、このことは将来の街づくりに禍根を残すと指摘をしてきました。

冠水地域には、当面、調整池での対策を求めてきたところでございます。市長からは、事業へのご理解をいただきたいという答弁が繰り返され、いまだ納得のいく答弁がありません。

また、財政が逼迫しているもとで、最優先的に取り組む課題は、市民生活を支える政策を進めるべきだと事業の見直し、凍結を求めてきたところでもあります。

議案第9号は、大池第三雨水幹線建設工事26億4千600万円を丸投げして、日本下水道事業団と随意契約をするというもので、委員会では賛成多数で採択されました。慎重な対応が求められるわけであります。

市の入札契約制度検討委員会は、日本下水道事業団との契約をとの結論ですが、千葉県の下水道公社の検討はされたのかの問いに、実績が少ないからとのことでした。

また、マイナスの要因はとの問いに、管理諸費を挙げられました。コスト削減について、どれだけ調査・検討されているのか、大変疑問を持つところでもあります。

また、大池第三雨水幹線建設は、26億4千600万円もの公共事業であり、本来ならば競争入札が原則であります。随意契約は一般競争入札と比べ、2割高であり、相手方の言い値での契約だと言われております。市は予算編成に苦慮しているもとで、競争入札で予算の無駄を削るべきです。随意契約は、予算確保の立場から逆行するものであります。

さらには、25億1千600万円、公共工事に関して、業者の選定や入札、契約事務など透明性・競争の公正や工事品質の確保など、議会のチェック機能が働かないところで進められ、議会の形骸化につながっていきます。

住民の暮らし無視、議会軽視の事業に対し、白紙撤回を求め、議案第9号に反対をするものであります。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、林政男議員の議案第9号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は、議案第9号、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定について賛成する立場から意見を申し述べます。

ただいま右山議員の方から反対討論がございました。確かに右山議員がおっしゃるところも、私も賛成するところがございます。しかしながら、この第三雨水幹線のカバーする地域が一区、それから駅前のお番地を含めて300ヘクタール以上の雨水幹線地域をカバーしております。現在、東小学校の先、一区地先、それから駅前も含めて、雨が降ると冠水が予想

されているということで、道路河川課の職員が待機状態となっております。こういうふうには子どもたちが通学にも支障を来す、そのような状況の中で、この雨水幹線が計画されているというふうに、私は判断しております。

さらに付け加えて言わせていただければ、確かに八街市の財政状況を考えると、この26億円からの大きな金額は、大変負担になるということは承知しております。ただ、この計画が一時的にできたのではなく、国・県の調整の中で、この予算が付いたというふうに認識しております。ですから、八街市は今この時点で、これを取りやめるということになれば、国・県からの八街市に対しての信頼感が喪失されるというふうに、私は認識しております。

先ほど右山議員から工事の品質についてのお話がありました。私もこの点は大変懸念しているところであります。八街市が本来ならば、担当職員の養成を図って、この監督をすべきところでありますけれども、これをすべて相手方にお任せするという事は、これは行政の不作为ではないかというふうに認識しております。ですが、今の現状を考えて、これだけの300ヘクタールからの雨水の行きどころがないということ。それから、大池調整池を何のために作ったかということも考えると、一刻も早く、この駅前を含めた300ヘクタールの雨水排水を完成させなければいけないというふうに認識しております。

委員会の中の質疑では、平成27年度から供用開始できるということでございますから、工事を遺漏なきように進めていただいて、一刻も早く完成していただいて、住民のこの雨水冠水に対しての不安を解消していただきたい。

以上の観点から、私は、議案第9号、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に関わる基本協定について賛成するものであります。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第7号、八街市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に関わる基本協定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 多数)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成24年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第24-1号、市道の舗装改修と歩道設置の請願を採決します。

(退席 桜田秀雄議員)

○議長（鯨井眞佐子君）

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。請願第24-1号は採択と決定しました。

(入場 桜田秀雄議員)

○議長（鯨井眞佐子君）

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成24年6月第2回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会、続いて議会改革検討協議会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

+

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時13分)

+

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第2号、発議案第3号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第7号から議案第10号

請願第24-1号

委員長報告、質疑、討論、採決

.....
発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議案第3号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

議案第7号 八街市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第9号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定について

議案第10号 平成24年度八街市一般会計補正予算について

請願第24-1号 市道の舗装改修と歩道設置の請願

+

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 鯨 井 眞 佐 子

八街市議会議員 山 口 孝 弘

八街市議会議員 林 修 三

+

+

+